

島根県電機商業組合

青年部規約

(目 的)

第1条 本会は、島根県電機商業組合（以下本組合という）に所属し、本組合の組織力の強化並びに組合員店の後継者の育成及び経営の活性化を図るために必要な事業を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、島根県電機商業組合青年部と称する。

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 未来展望のための調査研究及び新商品若しくは新技術の研究開発
(2) 経営技術力の向上を図るための各種講習会
(3) 本組合事業への協力及び意見具申
(4) 本組合のネット関連の運用及びサポート
(5) 前各項に付帯し、会員が要望する事業

(会員の資格)

第4条 本会員の資格は、本組合の組合員及び組合員店の経営に係るであろう後継者とする。
2. 本会員は、満50歳をもって定年とする。

(役員の数)

第5条 本会に次の役員を置く。
(1) 幹 事 名
(2) 監 事 1名

(役員任期)

第6条 本会役員任期は、本組合役員任期に準ずる。

(役員選任)

第7条 本会役員(幹事)は青年部の総会において選任する。
2. 本会役員改選年度は、本組合役員改選年度に準ずる。

(部長、副部長の選任及び職務)

第8条 幹事のうち1人を部長、2人を副部長とし、総会において選任する。
2. 部長は青年部を代表して会を総括し、必要に応じて各上位組織の職務を行う。
3. 副部長は部長を補佐し、必要に応じて部長の職務を代行する。

(監事の職務)

第9条 監事は会計を監査し、青年部の総会において監査報告を行う。

(総会の召集)

- 第10条 青年部の総会は通常総会と臨時総会とする。
2. 通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、幹事会の議決を経て部長が招集する。

(総会の議事)

- 第11条 総会の議事は青年部会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決定とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。
2. 総会の議長は、部長が務める。

(総会の議決事項)

- 第12条 総会においては、本会の規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 幹事会の提出議案
 - (2) その他運営上必要と認める事項

(幹事会の召集)

- 第13条 幹事会は、必要があるとき部長が招集する。
2. 幹事会の議長は、部長が務める。

(幹事会の議決事項)

- 第14条 幹事会は次の事項を議決する。
- (1) 総会提出議案
 - (2) 本組合からの指示による事項
 - (3) その他運営上必要と認める事項

(委員会)

- 第15条 本会内に必要に応じて委員会を置くことができる。

(事業年度)

- 第16条 本会の事業年度は本組合の事業年度に準じ、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

- 第17条 本会の経費は、繰越金及び会費並びに本組合より交付される活動助成金をもって充てる。

(会費の徴収)

- 第18条 本会は、その運営費用として会費及び特別会費を徴収することができる。
2. 徴収する会費額、その徴収時期及び方法は総会において定める。
 3. 本会が行う事業において会費の徴収が必要とされた場合は、総会の議決により特別会費を徴収することができる。

(付 則)

この規約は、平成22年6月22日より施行する。